

農地の転用には、許可が必要です。

富良野市農業委員会（電話：39-2323）

無断転用をなくし、大切な農地を守りましょう！

農業者の皆さんへ／お知らせ

【制度のしくみ】

農地転用とは？対象の農地は？

農地転用とは、農地を農地でなくすことを言います。農地に区画形質の変更を加えて住宅・農業用施設・工場用地にしたり、道路、山林などの用地に転用することです。すべての農地が転用許可の対象となります。登記簿地目が農地であれば、耕作されていなくても農地性（農地として活用できる状態）がある限り農地として扱われます。

また、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

農地の転用には許可が必要です。

農地は農業上、とても大切なものであり、私たち国民・道民の食料生産に欠くことのできない貴重な財産です。一度、農地以外のものにされると元に戻すことが困難であることから、将来に向かって、優良な農地を確保できるよう、土地の合理的な利用を踏まえ、適正な農地の転用が行われるようにしているわけです。

特に耕地面積が狭いうえに人口が多い日本は、食料自給率が低いため、食料生産の基盤である農地を大切にしていける必要があります。

このため、農地の転用には、原則として知事又は大臣の許可を要することになっています。

（北海道知事：4haまで、農林水産大臣：4ha超）

永久的に農地以外にするもののほかに、砂利採取や仮設物設置等、一時的に農地以外にする場合にも許可が必要になっています。

農地転用の手続きは？

農地の転用は、農地法の許可が必要ですが、許可にも2つのケースがあり、農地を所有する農業者自らが単独申請するもの（農地法4条）と、事業者などが農地を買ったり、借りたりして転用するため、農地所有者と連名申請するもの（農地法5条）があります。

申請の仕方や農地転用の相談については、富良野市農業委員会事務局にお尋ねください。また、各地域の農業委員にご相談ください。

このほか、上川支庁農務課に「農地相談所」を設置していますので、同様にお尋ねください。

農地転用の計画内容によっては、農地法のほか、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域内の農地である場合は、富良野市農政課が農用地区域からの除外または用途変更に係る調整が必要になります。

その他関係法令等の調整を要する場合がありますが、これらについても農業委員会事務局がご案内いたします。

もしも、許可なく転用したら？

無断転用には、厳しい罰則があります。

許可を受けないで無断転用した場合や転用許可に係る事業計画どおりの転用をしない場合は、農地法違反となり許可権者（知事又は大臣）が工事の中止、現状回復等を命じることになります。



さらに、これに違反した場合は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）という罰則の適用もあります。

**農の里
ルール守って
夢大地**

お読みいただいたみなさんへ！

このお知らせを、ご覧いただきありがとうございました。

この度、私たちがお届けしたこのPR版は、北海道農政部農地調整課が作成した原稿に基づいて当委員会版に改訂したものです。

農地転用許可事務は、多様で複雑ですので、今回の紙面では、その全てについてのご説明ができませんでした。

しかしながら、私たちは、今後ともいろいろな機会を通じて、可能な限りみなさんに対し、農地転用許可制度や大切な農地の無断転用の防止についてなどをお知らせしてまいりたいと考えております。

私たちの故郷“ふらの”には、美しい自然環境と市民はもとより、道民・国民の“食”を担う、重要な富良野農業・農村が緑（実採り）いっぱい広がっています。

無限ではなく、限りある農地は、土地の合理的な利用のために、やむを得ず転用許可により農地以外の利用に供することもあります。無断転用などの法律違反に対しては、「農業生産現場＝食料供給基地の安定的保全」の意味から、みなさんのご理解・ご協力をいただきながら、絶無をめざして努力していきたいと思っております。